

都市計画学 正誤表

本書の内容に以下の誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

お手持ちの本の「刷数」とこの表の「該当刷数」が一致する箇所をご参照ください。お手持ちの本の「刷数」の調べ方は[こちら](#)

(2024年1月31日更新)

該当刷数	頁	行数など	誤	正
1	16	1.6.2節 12行目	…，ラドバーン方式といわれる グ ルドサック	…，ラドバーン方式といわれる ク ルドサック
1	25	図 3.2	(手順 2 の囲みの中の真ん中付近) 10 年以内に都市的土地利用状態の見通しか	現状や見通しをふまえた都計区域か
1	30	右列 最下行	項を 右 辺に挿入して考慮できる。	項を 左 辺に挿入して考慮できる。
1	46	表 6.1	(目的「景観・緑地」の 1 行目) 緑地保全地区 0 0 都緑法 8.1 節	緑地保全 地 域 0 0 都緑法 8.2 節
1	49	左列 下から 2 行目	木造 などが多く，住居専用系が 38%を占め，	低層および中高層 の住居専用系が 38%を占め，
1	77	左列 4 行目	必要に応じて行き止まりや グ ルドサック…	必要に応じて行き止まりや ク ルドサック…
1	122	左列 下から 2 行目	住居地域では，…	住居 専用 地域では，…
1	153	左列 4 行目	…，その周辺区域のうち，防 火 都市機能に	…，その周辺区域のうち，防 災 都市機能に
1	154	左列 最下行	…，都計法の用 地 地域，…	…，都計法の用 途 地域，…

該当刷数	頁	行数など	誤	正																																																								
1	165	表 15.1	<p style="text-align: center;">表 15.1 各区域における開発行為と許可の除外事項など</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区域 開発許可</th> <th colspan="2">線引き都計区域</th> <th rowspan="2">非線引き 都計区域</th> <th rowspan="2">準都計区域</th> <th rowspan="2">右記以外の 区域</th> </tr> <tr> <th>市街化区域</th> <th>市街化調整区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">除外事項 (都計29条第1項)</td> <td>一 小規模</td> <td>1千m²未満* (大都市圏500m²未満)</td> <td>(すべての規模で許可が必要)</td> <td>3000m²未満*</td> <td></td> <td>1ha未満</td> </tr> <tr> <td>二 農林漁業</td> <td></td> <td>農林漁業用建築物の建設のための開発行為(温室、畜舎、堆肥舎など)またはこれら業務の従事者の住居用建築物のための開発</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三～十一 公共公益、 都計事業</td> <td></td> <td>三 鉄道施設、図書館、公民館、変電所、一般自動車道、公園施設などの公益上必要な建築物としての開発 四 都市計画事業の施行としての開発 五 土地区画整理、六 市街地再開発、七 住宅街区整備、八 防災街区整備の施行としての開発 九 公有水面埋立法の免許埋立地で竣工認可告示がないものの開発 十 非常災害に必要な応急措置としての開発 十一 通常の管理行為、軽易な行為で政令に定めるもの(仮設建築物、付属建築物などの建設)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="5">*開発許可権者が、条例で300m²まで引き下げることができる。 開発 = 開発行為</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">開発許可の基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">技術基準</td> <td colspan="5">すべてに適用(都計33条、表15.2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">立地基準</td> <td colspan="5">適用(都計34条、表15.3)</td> </tr> </tbody> </table>	区域 開発許可		線引き都計区域		非線引き 都計区域	準都計区域	右記以外の 区域	市街化区域	市街化調整区域	除外事項 (都計29条第1項)	一 小規模	1千m ² 未満* (大都市圏500m²未満)	(すべての規模で許可が必要)	3000m ² 未満*		1ha未満	二 農林漁業		農林漁業用建築物の建設のための開発行為(温室、畜舎、堆肥舎など)またはこれら業務の従事者の 住居用建築物 のための開発				三～十一 公共公益、 都計事業		三 鉄道施設、図書館、公民館、変電所、一般自動車道、公園施設などの公益上必要な建築物としての開発 四 都市計画事業の施行としての開発 五 土地区画整理、六 市街地再開発、七 住宅街区整備、八 防災街区整備の施行としての開発 九 公有水面埋立法の免許埋立地で竣工認可 告示 がないものの開発 十 非常災害に必要な応急措置としての開発 十一 通常の管理行為、軽易な行為で政令に定めるもの(仮設建築物、付属建築物などの建設)				備考		*開発許可権者が、条例で300m ² まで引き下げることができる。 開発 = 開発行為					開発許可の基準							技術基準		すべてに適用(都計33条、表15.2)					立地基準		適用(都計34条、表15.3)					<p>上から順に</p> <p>(三大都市圏等500m²未満)</p> <p>居住用建築物</p> <p>告示</p>
区域 開発許可		線引き都計区域				非線引き 都計区域	準都計区域				右記以外の 区域																																																	
		市街化区域	市街化調整区域																																																									
除外事項 (都計29条第1項)	一 小規模	1千m ² 未満* (大都市圏500m²未満)	(すべての規模で許可が必要)	3000m ² 未満*		1ha未満																																																						
	二 農林漁業		農林漁業用建築物の建設のための開発行為(温室、畜舎、堆肥舎など)またはこれら業務の従事者の 住居用建築物 のための開発																																																									
	三～十一 公共公益、 都計事業		三 鉄道施設、図書館、公民館、変電所、一般自動車道、公園施設などの公益上必要な建築物としての開発 四 都市計画事業の施行としての開発 五 土地区画整理、六 市街地再開発、七 住宅街区整備、八 防災街区整備の施行としての開発 九 公有水面埋立法の免許埋立地で竣工認可 告示 がないものの開発 十 非常災害に必要な応急措置としての開発 十一 通常の管理行為、軽易な行為で政令に定めるもの(仮設建築物、付属建築物などの建設)																																																									
備考		*開発許可権者が、条例で300m ² まで引き下げることができる。 開発 = 開発行為																																																										
開発許可の基準																																																												
技術基準		すべてに適用(都計33条、表15.2)																																																										
立地基準		適用(都計34条、表15.3)																																																										